## 沼津市テレワーク移住支援補助金交付制度Q&A

- Q 1. 補助金を受けるための要件に「補助金の交付決定を受けた日から起算して5年以上継続して本市 に居住する意思があること」とありますが、5年未満で市外に転出した場合は、補助金を返還する必 要がありますか?
- A1. 補助金の交付決定を受けた日から起算して3年未満で本市から転出した場合は、補助金の全額を返還していただきます。また、補助金の交付決定を受けた日から起算して3年以上5年未満で本市から転出した場合には、補助金の半額を返還していただきます。
- Q2. 補助対象経費の住居費とは、どのような費用が対象になりますか?
- A2. 本市への移住を機に支払った次の費用が対象となります。

取得の場合:新たに住宅を取得する際に要した費用(建物代金、仲介手数料)

住宅を賃借した場合:新たに住宅を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当相当額を差し引いた額が補助対象経費となります。

- Q3. 引越費用は、どのような費用が補助対象になりますか?
- A3. 引越に当たって、引越業者又は運送業者に支払った費用のみが対象となります。このため、引越 に係る業者以外に依頼した際の謝礼やレンタカー代は対象となりません。
- Q4. 親が所有する実家にUターンするなど、住宅の取得又は賃借を伴わない移住の場合は、引越費用 のみ対象になりますか?
- A4. 引越業者又は運送業者に支払った費用については対象となります。
- Q5. 中古住宅のリフォーム費用は対象になりますか?
- A5. 対象になりません。また、沼津市では、45歳未満の世帯を対象とした空き家のリフォーム工事費用と取得費用を補助する制度「沼津市空き家活用定住支援補助金」を実施しております。詳しくは、次のリンク先をご覧ください。

リンク先URL(https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/iju/topics/20200413.htm)

- Q6. 被雇用者の申請書類のうち、「在職証明書」はいつ作成してもらえばよいですか?
- A 6. 本補助金は、申請日時点においてテレワークにより勤務している必要があるため、原則として、 本市に転入した日以降に作成されたものである必要があります。
- Q7. 被雇用者の申請書類のうち、「勤務先にテレワーク制度があることを確認できる書類」とは、どのようなものを提出すればよいでしょうか?
- A 7. テレワークが可能であることを示す勤務規則等の写しや、勤務先から従業員向けのテレワーク勤務に関する通知文等を想定しています。
- Q8. 個人事業主の申請書類のうち、「テレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類」 とはどういうものを提出すればよいでしょうか?
- A8. 開業届出済証明書や事業に係る納税証明書、事業に伴う契約書等を想定しています。
- Q9. 法人経営者の申請書類のうち、「テレワークで事業活動を実施していることを確認できる書類」 とはどういうものを提出すればよいでしょうか?
- A 9. 履歴事項全部証明書や事業に係る納税証明書、事業に伴う契約書等を想定しています。